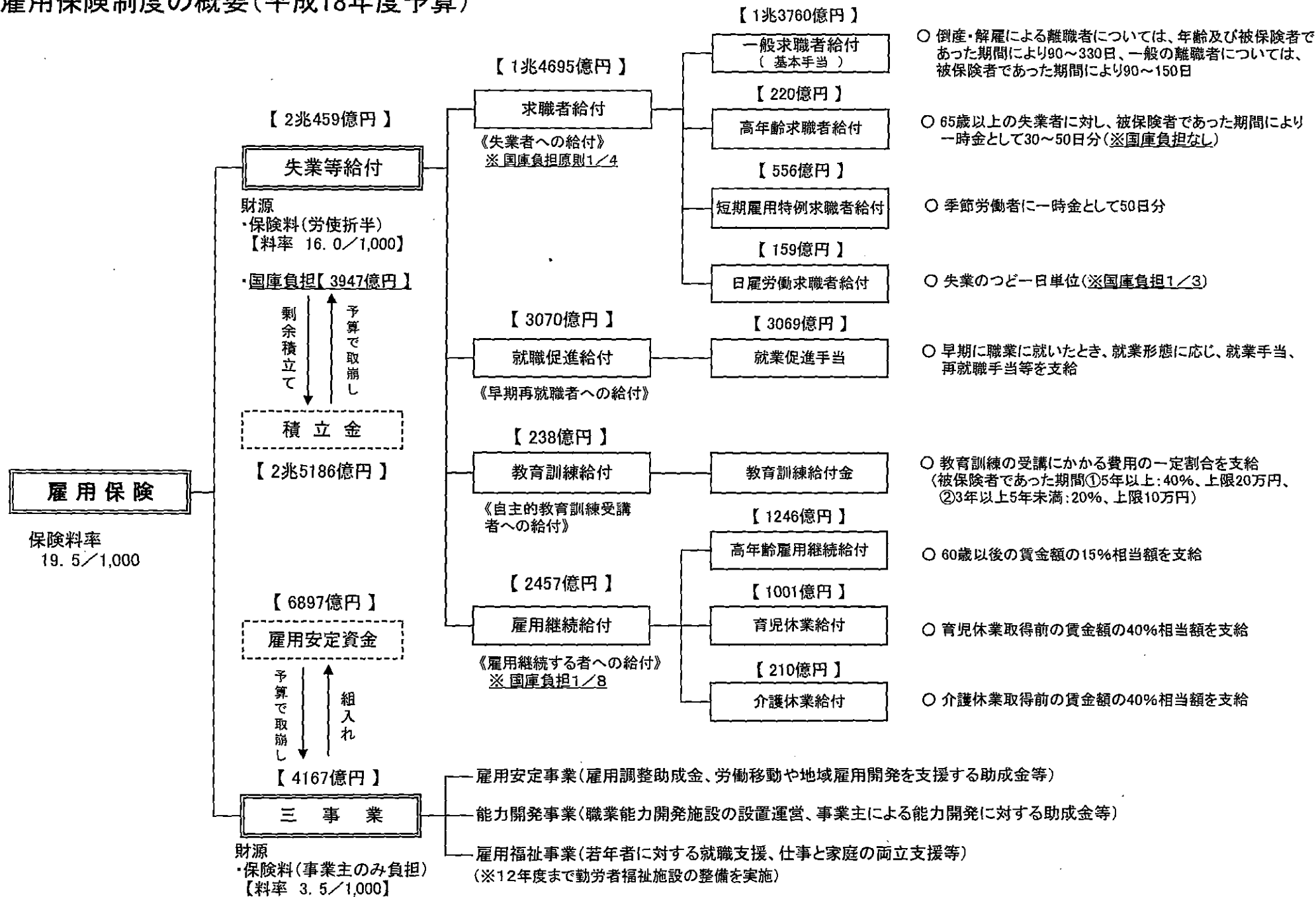


雇用保険制度の概要(平成18年度予算)



# 雇用保険制度の概要

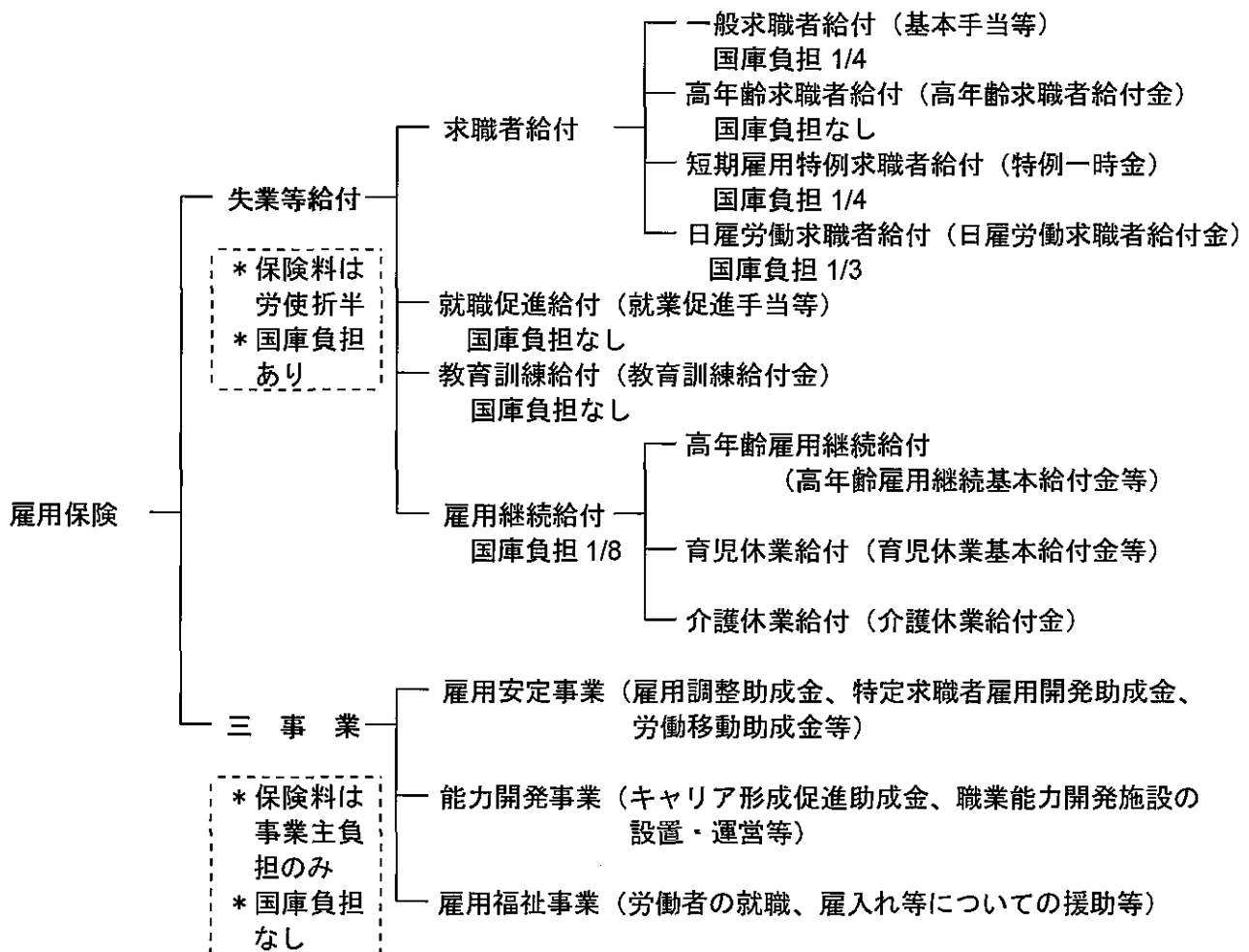
## 1 制度の概要

(1) 雇用保険は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための三事業を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。

(2) 雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者（注）が雇用される事業を強制適用事業としている。

注）週所定労働時間 20 時間未満の者や、家計補助的、臨時内職的に就労する者は含まない。



## 2 失業等給付の概要

### (1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日(一般の離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日～330日となっている。

#### イ 基本手当の年齢別上限額

| 年 齢 区 分    | 賃金日額上限額 | 基本手当日額上限額 |
|------------|---------|-----------|
| 30歳未満      | 12,740円 | 6,370円    |
| 30歳以上45歳未満 | 14,150円 | 7,075円    |
| 45歳以上60歳未満 | 15,560円 | 7,780円    |
| 60歳以上65歳未満 | 15,070円 | 6,781円    |

#### ロ 基本手当の給付率

(60歳未満)

| 賃 金 日 額         | 給 付 率  | 基 本 手 当 日 額   |
|-----------------|--------|---------------|
| 2,070円～4,080円   | 80%    | 1,656円～3,264円 |
| 4,080円～11,830円  | 80～50% | 3,264円～5,915円 |
| 11,830円～15,560円 | 50%    | 5,915円～7,780円 |

(60歳以上65歳未満)

| 賃 金 日 額         | 給 付 率  | 基 本 手 当 日 額   |
|-----------------|--------|---------------|
| 2,070円～4,080円   | 80%    | 1,656円～3,264円 |
| 4,080円～10,600円  | 80～45% | 3,264円～4,770円 |
| 10,600円～15,070円 | 45%    | 4,770円～6,781円 |

## ハ 給付日数（原則）

### （イ）倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

| 被保険者であった<br>期間<br>区分 | 1 年未満 | 1 年以上<br>5 年未満 | 5 年以上<br>10 年未満 | 10 年以上<br>20 年未満 | 20 年以上 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------------|--------|
| 30 歳未満               | 90 日  | 90 日           | 120 日           | 180 日            | —      |
| 30 歳以上 35 歳未満        |       | 90 日           | 180 日           | 210 日            | 240 日  |
| 35 歳以上 45 歳未満        |       | 90 日           | 180 日           | 240 日            | 270 日  |
| 45 歳以上 60 歳未満        |       | 180 日          | 240 日           | 270 日            | 330 日  |
| 60 歳以上 65 歳未満        |       | 150 日          | 180 日           | 210 日            | 240 日  |

### （ロ）自己都合離職者（ハ）を除く）

| 被保険者であった<br>期間<br>区分 | 1 年未満 | 1 年以上<br>5 年未満 | 5 年以上<br>10 年未満 | 10 年以上<br>20 年未満 | 20 年以上 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------------|--------|
| 全年齢                  | 90 日  | 90 日           | 120 日           | 150 日            |        |

### （ハ）就職困難な者（障害者等）

| 被保険者であった<br>期間<br>区分 | 1 年未満 | 1 年以上<br>5 年未満 | 5 年以上<br>10 年未満 | 10 年以上<br>20 年未満 | 20 年以上 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------------|--------|
| 45 歳未満               | 150 日 | 300 日          |                 |                  |        |
| 45 歳以上 65 歳未満        |       | 360 日          |                 |                  |        |

## ニ 給付日数（特例）

### （イ）訓練延長給付

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて基本手当が支給される。

なお、平成 19 年度末までの暫定措置として、35 歳以上 60 歳未満の受給資格者については、複数回の公共職業訓練等の受講を指示することができる。

### （ロ）広域延長給付

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を 90 日超えて基本手当が支給される。

### （ハ）全国延長給付

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率 4 % 超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を 90 日超えて基本手当が支給される。

(2) 高年齢求職者給付金

同一の適用事業主に 65 歳以前から引き続いて雇用されている 65 歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

| 被保険者であった期間  | 1 年未満         | 1 年以上         |
|-------------|---------------|---------------|
| 高年齢求職者給付金の額 | 基本手当日額の 30 日分 | 基本手当日額の 50 日分 |

(3) 特例一時金

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月（注）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の 50 日分の特例一時金が支給される。

注）雇用保険法附則第 3 条の規定により、実質的には 4 月と 22 日で足りる。

(4) 日雇労働求職者給付金

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

| 等級    | 給付金日額   | 賃金日額区分               |
|-------|---------|----------------------|
| 第 1 級 | 7,500 円 | 11,300 円以上           |
| 第 2 級 | 6,200 円 | 8,200 円以上 11,300 円未満 |
| 第 3 級 | 4,100 円 | 8,200 円未満            |

(5) 就業促進手当

イ 就業手当

所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く。）をした場合には、就業日ごとに基本手当日額（5,915 円（60 ～ 64 歳は 4,770 円）を上限とする。）の 30% 相当額が支給される。

ロ 再就職手当

所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に安定的な職業に再就職した場合には、支給残日数の 30 % に基本手当日額（5,915 円（60 ～ 64 歳は 4,770 円）を上限とする。）を乗じた額の一時金が支給される。

ハ 常用就職支度手当

障害者、45 歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合（ロ

の再就職手当を受けられる場合を除く。)には、支給残日数の 30 %に基本手当日額 (5,915 円 (60 ~ 64 歳は 4,770 円) を上限とする。) を乗じた額の一時金が支給される。

#### (6) 教育訓練給付金

##### イ 支給対象者

次のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、支給要件期間 (注 1) が 3 年以上あるときに、当該教育訓練に要した費用に応じて教育訓練給付金が支給される。

(イ) 教育訓練を開始した日に一般被保険者である者。

(ロ) (イ) 以外の者であって、教育訓練を開始した日が一般被保険者でなくなってから 1 年以内 (適用対象期間 (注 2) の延長が行われた場合には最大 4 年以内) にある者。

注 1) 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

注 2) 一般被保険者でなくなってから 1 年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き 30 日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、教育訓練の受講開始期限を延長することができる。

##### ロ 給付額

支給要件期間の区分に応じ、下記のとおり。

(イ) 3 年以上 5 年未満                      教育訓練に要した費用の 20 % (上限 10 万円)

(ロ) 5 年以上                                  教育訓練に要した費用の 40 % (上限 20 万円)

#### (7) 高年齢雇用継続給付

被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の労働者であって、各月に支払われる賃金が 60 歳時点の賃金の 75 %未満である者には、高年齢雇用継続給付 (高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金) が支給される。

##### イ 支給対象者

60 歳時点に対して賃金額が 25 %を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者 (被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の被保険者)。

##### ロ 給付額

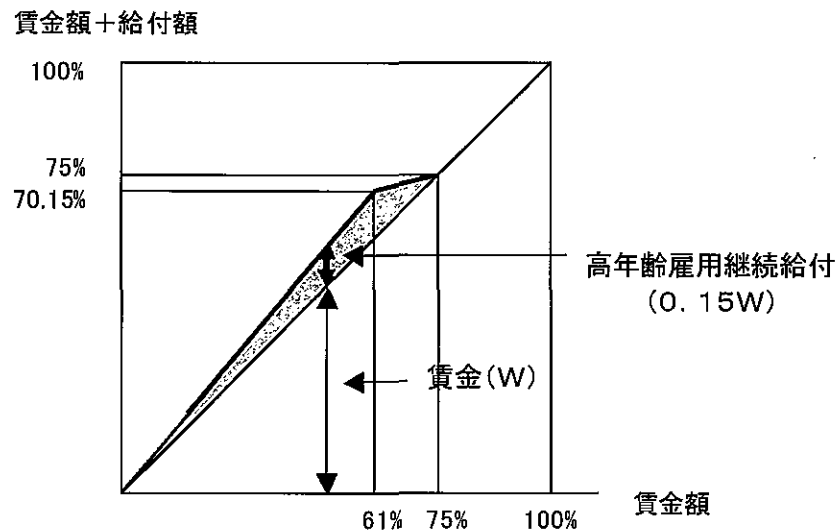
60 歳以後の各月の賃金の 15 % (賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15 %を超え 75 %未満の場合は逡減した率)。

賃金と給付の合計が月額 33 万 9,484 円を超える場合は、超える額を減額。

##### ハ 支給期間

65 歳に達するまでの期間 (基本手当等受給後に再就職した場合は、基本手当の支

給残日数 200 日以上は 2 年間、100 日以上は 1 年間)。



(注) パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

#### (8) 育児休業給付

1 歳（その子が 1 歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には 1 歳半）未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前 2 年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月）が 12 月以上ある者には、育児休業給付（育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金）が支給される。

イ 休業前賃金の 40 %相当額を支給（30 %相当額を休業期間中に支給し、残額は育児休業後 6 月間被保険者として雇用された場合に支給）。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の 80 %を超える場合は、超える額を減額。

#### (9) 介護休業給付

家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前 2 年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月）が 12 月以上ある者には、介護休業給付金が支給される。

イ 休業前賃金の 40 %相当額を支給。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の 80 %を超える場合は、超える額を減額。

### 3 雇用保険三事業の概要

#### (1) 雇用安定事業

被保険者等に関し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

(2) 能力開発事業

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図る。

(3) 雇用福祉事業

労働者の職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進を図る。

## 4 費用の負担

求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付に要する費用は労使が負担する保険料と国庫負担により賄い、高年齢求職者給付金及び教育訓練給付に要する費用は労使が負担する保険料のみにより賄い、三事業に要する費用は全額事業主のみが負担する保険料により賄われる。

(1) 保険料

|              | 事業主負担                | 労働者負担             | 計                    |
|--------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 失業等給付のための保険料 | $\frac{8}{1,000}$    | $\frac{8}{1,000}$ | $\frac{16}{1,000}$   |
| 三事業のための保険料   | $\frac{3.5}{1,000}$  | なし                | $\frac{3.5}{1,000}$  |
| 計            | $\frac{11.5}{1,000}$ | $\frac{8}{1,000}$ | $\frac{19.5}{1,000}$ |

(2) 国庫負担

イ 高年齢求職者給付金及び日雇労働求職者給付金以外の求職者給付にあつては、これに要する費用の4分の1を負担する。

ロ 日雇労働求職者給付金にあつては、これに要する費用の3分の1を負担する。

ハ 雇用継続給付にあつては、これに要する費用の8分の1を負担する。